

2015年  
10/15  
No.1046

# あやせ

今月の納税など

一納期限11月2日(月)

■固定資産税・都市計画税(第3期)

■国民健康保険税(第5期)

納税は口座振替が便利です。手続きは通帳と通帳印を持参し、金融機関窓口で。

☎税務課70・5612。

■後期高齢者医療保険料(第4期)

☎保険年金課70・5617。



## 動いて健康 測って増進

### 市民スポーツフェスティバル

☎スポーツ課  
70・5656



11月8日(日)10時から、スポーツセンターでニュースポーツ体験と体力測定などができる「市民スポーツフェスティバル」を開催します。

氷上で行うカーリングを室内で気軽に行えるよう考案された「カローリング」と、目標球にボールを投げ合う「ペタンク」のニュースポーツ体験のほか、体力測定、体脂肪・筋肉量の測定ができる体組成測定、保健師による健康相談と骨密度測定を行います。ダンスを取り入れたエクササイズ「ZUMBA」、体と精神を鍛えるエクササイズ「ピラティス」やヨガの体験教室も開催予定です。国市スポーツ推進委員協議会・市教育委員会。

秋は過ごしやすく、体を動かすには絶好の季節です。この機会に、自分の体の状態を知り、楽しく気持ち良い汗を流しませんか。



スポーツ推進委員とは

地域のスポーツ推進のために活動する非常勤職員で、地域団体からの要望に応じてニュースポーツの指導を行っています。また、今回のスポーツフェスティバルや来年2月21日(日)に開催するニュースポーツ大会(カローリング)などの運営も行っています。

自治会やPTA、学童保育のイベントでニュースポーツをやってみませんか。興味のある方は、地域のスポーツ推進委員かスポーツ課へ気軽に相談してください。

30分 週3日 3か月

運動を続けてみませんか

3033運動とは、1日30分を週3日、3か月間継続して運動を行おうという取り組みです。

運動やスポーツを生活に取り入れることで、健康で明るく豊かな生活を営み、より長く活動的な生活を送れるようにしようと、県と県内各市町村で推進しています。皆さんも、健康のためにできることから始めてみませんか。



施設利用する月	市民税該当年度
来年4月～8月	27年度
来年9月～29年3月	28年度

②母親の妊娠・出産  
③保護者の疾病・障がい  
④同居か長期入院している親族の介護・看護

保育所や新制度に移行した幼稚園などを、来年4月から新たに利用を希望する場合、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。有効期間満了や保育を必要とする事由の変更がある場合も手続きが必要です。

▼保育所▼綾南保育園(上土棚南)▼大上保育園(大上)▼つばき保育園(深谷中)▼吉岡保育園(吉岡)▼おとぎ保育園(早川)▼深谷保育園(深谷上)▼さくらチャイルドセンター(寺尾西)▼綾瀬いずみ保育園(上土棚北)▼(仮称)ピッコリ保育園(吉岡新設予定)▼市内の保育園 10月15日から同課で配布する申込用紙に記入し、就労証明書などを添えて11月4日～12月15日に同課へ直接(郵送不可)▼市外の保育所 保育所名、申込期限・要件などを保育所が所在する市区町村へ確認し、該当する申込期限の1週間前までに、必要書類を持参し、同課へ直接▼対象 0歳(月齢は施設の基準による)～未就学の6歳児(ピッコリ保育園は2歳児まで)。定員超過などで待機になる場合があります▼保育を必要とする事由①就労(夜間などを含む)②母親の妊娠・出産③保護者の疾病・障がい④同居か長期入院している親族の介護・看護

⑤災害復旧⑥求職活動⑦就学⑧その他市が必要と認めた場合▼その他 待機中で来年4月以降も利用を希望する方も、同様の手続きが必要▼継続入所の更新 11月頃から入所中の園を通じて配布する書類に記入し、各園へ直接▼保育料 保護者(扶養義務者)の市民税課税額の合計で保育料を算定(市民税課税額の該当年度は表参照)▼私立幼稚園 入園手続きは各園に直接。新制度に移行したドレパー記念幼稚園と綾瀬中央幼稚園の入園を希望する方は、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。すでに認定証を発行済みの方は、認定の確認を行います。書類は園を通じて配布

来年度

保育所などの利用受け付け

☎子育て支援課  
70・5615

ニーズに応じて 子育てサポート

保育コンシェルジュ

10月から、子育て支援課窓口にて保育コンシェルジュを1人配置しました。子どもの預け先の相談を受けながら、個々の家庭のニーズに合った保育サービスの情報提供や入所の手続き、準備のサポートなどを行っています。相談口時は、毎週月・水・金曜日9時～12時15分・13時～16時(祝日を除く)。1人約30分程度。☎同課。

